

# 高度人材ポイント制による 出入国管理上の優遇制度

ポイント計算により、高度人材と認定されれば  
出入国管理上の優遇措置を受けることができます！



**70点で  
優遇！**

## 高度人材が行う3つの活動類型

裏面の  
ポイント  
計算表で  
チェック！



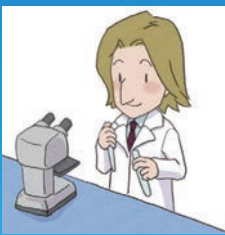
### 高度学術研究活動

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動



### 高度専門・技術活動

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動



### 高度経営・管理活動

本邦の営利を目的とする法人等の経営を行い又は管理に従事する活動



## 優遇措置の内容

- ① 複合的な在留活動の許容
- ② 在留期間「5年」の決定
- ③ 永住許可要件の緩和
- ④ 入国・在留手続の優先処理
- ⑤ 配偶者の就労
- ⑥ 一定の条件の下での親の帯同
- ⑦ 一定の条件の下での家事使用人の帯同

そのほか、永住が許可されるための在留歴の短縮（現行の5年を3年とする等）に関して、出入国管理及び難民認定法の改正を予定しています（日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定））。



法務省入国管理局

制度に関する詳しい内容は、法務省入国管理局ホームページをご覧ください。  
[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_3/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html)  
 ※最寄りの地方入国管理局にもお問い合わせください。



## 《ポイント計算表》

高度学術研究分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育に係る実務経験に限る	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40 ～ 10
	～29歳	15
年 齢	～34歳	10
	～39歳	5
	～29歳	15
ボーナス① (研究実績)	詳細は③参照	25
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度専門・技術分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者(注3)	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする業務に係る実務経験に限る	10年～	20
	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照。	40 ～ 10
	～29歳	15
年 齢	～34歳	10
	～39歳	5
	～29歳	15
ボーナス① (研究実績)	詳細は③参照	15
ボーナス②	職務に関連する日本の国家資格の保有(1つにつき5点)	10
ボーナス③	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス④	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス⑤	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑥	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑦	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度経営・管理分野		
学 歴	博士号又は修士号取得者(注3)	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※ 事業の経営又は管理に係るものに限る	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
	3年～	10
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	3000万円～	50
	2500万円～	40
	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ボーナス① (地位)	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

(注1) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点  
 (注2) 例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点  
 (注3) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加点

①最低年収基準  
 高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要。

②年収配点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績			
		高度学術研究分野	高度専門・技術分野
研究実績※	特許の発明 1件～	20	15
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15
	上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断。	20	15

※ 高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点